

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
燈区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	四国中央市中之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角 B 四国中央市大谷川河口右岸端 C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根 D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識 E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角 F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識 G 四国中央市三島金子1丁目埋立護岸北東角 点 ア Aから310度709メートルの点 イ Aから310度984メートルの点 ウ Gから319度30分322メートルの点 エ Aから310度1,550メートルの点 オ Dから香川県門上島中央見通し1,428メートルの点 カ Dから香川県門上島中央見通し232メートルの点 キ Bから325度20分357メートルの点 ク Bから325度20分428メートルの点 ケ Fから286度30分38メートルの点	団体漁業権	四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町	別記1及び2のとお
燈区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	新居浜市国領川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市菊本町2丁目15-817-2先新居浜市最終処分場護岸北東端角 B Aから護岸沿い南東に42メートルの点 C Bから護岸沿い南東に500メートルの点 点 ア Bから96度115メートルの点 イ Cから96度115メートルの点 ウ Cから96度565メートルの点 エ Bから96度565メートルの点	〃	新居浜市新居浜地区	別記1及び2のとお
燈区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	新居浜市国領川地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びCAの5直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市清水町858番地先愛媛県漁業協同組合新居浜支所地下タンク給油所西側 B Aから護岸沿い南北に170メートルの点 C Bから護岸沿い南北に220メートルの点 点 ア Aから270度90メートルの点 イ Bから291度330メートルの点 ウ Cから284度160メートルの点	〃	新居浜市新居浜地区	別記1及び2のとお
燈区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市玉津地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサエの8直線によって囲まれた区域とソタ、タチ、チツ及びツソの4直線によって囲まれた区域並びに平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業租借契約書記載の区域を除く。 基点 A 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端から護岸沿い西へ50メートルの標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し860メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し2,960メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し620メートルの点 オ エから73度15分805メートルの点 カ オから307度45分310メートルの点 キ ウから78度20分380メートルの点 ク ウから78度20分180メートルの点 ケ シから351度280メートルの点 コ ケから208度30分260メートルの点 サ コから253度30分228メートルの点 シ エから73度15分385メートルの点 ス Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点 セ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点 ソ スから73度15分1,450メートルの点 タ スから73度15分2,030メートルの点 チ セから78度20分1,960メートルの点 ツ セから78度20分1,380メートルの点	〃	西条市玉津地区	別記1、2及び3のとお
燈区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市千拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ650メートルの標識 B 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,200メートルの点 ウ イから3度1,250メートルの点 エ オから16度40分1,400メートルの点 オ Bから336度2,250メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点	〃	西条市神拝地区	別記1及び2のとお
燈区第6号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市千拓地先	ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市第2期西条千拓西側護岸角の標識 点 ア Aから西条市第2期西条千拓西側護岸の延長線上340メートルの点 イ Aから西条市第2期西条千拓西側護岸の延長線上1,260メートルの点 ウ アからAアの直線に直角に西へ125メートルの点 エ アからAアの直線に直角に東へ60メートルの点 オ イからAイの直線に直角に東へ60メートルの点 カ イからAイの直線に直角に西へ125メートルの点	〃	西条市神拝地区	別記1及び2のとお
燈区第7号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市加茂川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市鎮加茂川左岸標識2号 点 ア AからB見通し15メートルの点 イ AからB見通し260メートルの点 ウ Aから306度40分445メートルの点 エ Aから347度10分400メートルの点	〃	西条市神拝地区	別記1及び2のとお
燈区第8号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	西条市玉津地先	ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点 ウ アから73度15分1,450メートルの点 エ アから73度15分2,030メートルの点 オ イから78度20分1,960メートルの点 カ イから78度20分1,380メートルの点	〃	西条市玉津地区	別記2のとお
燈区第9号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市市塚地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安部水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸西端から護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し714メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,280メートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し780メートルの点 オ アから253度30分1,330メートルの点	〃	西条市西条地区	別記1及び2のとお

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宍区第10号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市干拓地先	<p>Aオ、オエ、エウ、ウア及びアBの5直線とAB間の護岸から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ400メートルの標識 B 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識</p> <p>点 ア Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点 イ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点 ウ アから同延長線に直角に東へ60メートルの点 エ イから同延長線に直角に東へ60メートルの点 オ Aから340度900メートルの点</p>	//	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
宍区第11号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市干拓地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根 B Aから護岸沿い西へ650メートルの標識</p> <p>点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,100メートルの点 ウ Aから今治市比岐島東端見通し3,300メートルの点 エ オから3度1,250メートルの点 オ Bから336度2,200メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点</p>	//	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
宍区第12号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市禎瑞地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、Eカ、カキ、キF、GH、IJ、Kク、クケ及びケMの14直線とBE間、FG間、HI間、JK間及びMA間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 B Cから護岸沿い北へ700メートルの標識 C 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界 D Cから護岸沿い南東へ150メートルの標識 E 西条市今在家護岸北東端 F 西条市氷見蛭子塩釜堤防護岸の付根から護岸沿い北へ300メートルの標識 G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号 H 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 I 西条市禎瑞長波根突端 J 西条市禎瑞東樋門東側の付根 K 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 L 西条市古川加茂川右岸標識1号 M Lから347度10分400メートルの標識</p> <p>点 ア Aから西条市第2期西条干拓護岸の延長線上340メートルの点 イ アからAアに直角に西へ125メートルの点 ウ AからAアの延長線上1,260メートルの点から同延長線に直角に西へ125メートルの点 エ Dから今治市宮窪町梶島中央見通し900メートルの点 オ Dから今治市宮窪町梶島中央見通し800メートルの点 カ Eから135度30メートルの点 キ Eから90度80メートルの点 ク LからK見通し260メートルの点 ケ Lから306度40分445メートルの点</p>	//	西条市禎瑞地区	別記1及び2のとおり
宍区第13号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市禎瑞地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線で囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 B 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界から護岸沿い南東へ150メートルの標識 C 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識</p> <p>点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,250メートルの点 ウ イから16度40分1,400メートルの点 エ Aから今治市小平市島西端見通し3,600メートルの点 オ Bから今治市宮窪町梶島中央見通し2,200メートルの点 カ Bから今治市宮窪町梶島中央見通し1,200メートルの点 キ Cから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上北へ1,500メートルの点</p>	//	西条市禎瑞地区	別記1及び2のとおり
宍区第14号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。</p> <p>基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東角から北西へ70メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から南東へ38メートルの点 C 西条市壬生川港西防波堤(2号突堤)南西端</p> <p>点 ア Aから52度10メートルの点 イ Aから西条市壬生川港西防波堤(3号突堤)南西端見通し550メートルの点 ウ Bから52度540メートルの点 エ Bから52度10メートルの点</p>	//	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
宍区第15号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ140メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南東へ38メートルの点</p> <p>点 ア Aから333度10メートルの点 イ Aから333度30メートルの点 ウ イから52度207.5メートルの点 エ Bから52度60メートルの点 オ Bから52度10メートルの点 カ 壬生川地区小型船だまり護岸北端から2度14メートルの点</p>	//	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
宍区第16号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。</p> <p>基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ430メートルの標識 B 西条市壬生川高須桧垣造船所角の防波堤北東端 C 西条市壬生川港西防波堤(2号突堤)南西端</p> <p>点 ア AからB見通し10メートルの点 イ アから52度960メートルの点 ウ エから52度1,010メートルの点 エ BからA見通し5メートルの点</p>	//	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
宍区第17号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	<p>Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市壬生川高須桧垣突端 B 西条市壬生川大明神川右岸波止突端</p> <p>点 ア Aから52度500メートルの点 イ Bから52度300メートルの点</p>	//	西条市壬生川地区、河原津地区	別記1及び2のとおり
宍区第18号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	<p>アウ、ウエ、エカ及びカアの4直線によって囲まれた区域。ただし、西条市新川河口左岸波止突端東角から越智郡上島町魚島東端見通し線の北西側190メートルの間及びビとオを結んだ直線の北東側160メートルの間を除く。</p> <p>基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東南角より100メートルの標識 B 西条市壬生川大明神川右岸波止付根南側から護岸沿い南へ50メートルの標識</p> <p>点 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,200メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,480メートルの点 ウ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,910メートルの点 エ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,865メートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,430メートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,150メートルの点</p>	//	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宍区第19号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	イウ、ウエ、エオ及びブイの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川船だまり護岸北西角 B Aから護岸沿い南東へ38メートルの点 点 ア Aから333度12メートルの点 イ Aから52度70メートルの点 ウ Aから52度297.5メートルの点 エ Bから52度287.5メートルの点 オ Bから52度60メートルの点	〃	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり
宍区第20号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市河原津地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市大明神川河口左岸の標識から西条市楠河東工区干拓地護岸沿い西へ100メートルの標識 B 西条市小向川河口左岸の標識から西条市楠河西工区干拓地護岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから49度400メートルの点 イ Aから49度500メートルの点 ウ Aから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ ウから越智郡上島町魚島頂見通し900メートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,100メートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し300メートルの点	〃	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり
宍区第21号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市河原津地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市河原津北川左岸防波堤北端 B 西条市河原津旧山本川防波堤北端 点 ア Aから西条市楠河西干拓地護岸に平行(護岸から35メートルの間隔)に北東300メートルの点 イ Bから西条市大崎鼻先端見通し300メートルの点	〃	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり
宍区第22号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市河原津地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市河原津漁港西防波堤西側付根 B 西条市大崎鼻先端 点 ア Aから越智郡上島町魚島頂見通し300メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島頂見通し900メートルの点 ウ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ Bから西条市楠河西干拓地西角見通し200メートルの点	〃	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり
宍区第23号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市桜井地先	Aから今治市比岐島西端見通し線とBから同市平市島南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートルの線と同海岸線から200メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cから今治市比岐島西端見通し線とCから同市平市島南端見通し線との間の区域を除く。 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱 B 今治市桜井沖浦の鼻(メバル磯) C 今治市桜井漁港南防波堤付根	〃	今治市桜井地区	別記1及び2のとおり
宍区第24号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市桜井地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市桜井河口港右岸突堤東端 点 ア Aから159度30分332メートルの点 イ Aからニシ磯北端見通し78メートルの点 ウ Aからニシ磯北端見通し75メートルの点	〃	今治市桜井地区	別記1及び2のとおり
宍区第25号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町魚島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島依崎北西端 B 越智郡上島町魚島小崎鼻北東端 点 ア Aから10度700メートルの点 イ Bから49度950メートルの点 ウ イから10度1,000メートルの点 エ Aから10度1,700メートルの点	〃	越智郡上島町魚島	別記1及び2のとおり
宍区第26号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島宮ノ越北東端 B 越智郡上島町高井神島漁港東防波堤東側屈曲点 点 ア Aから73度1,020メートルの点 イ Bから88度820メートルの点 ウ イから90度1,350メートルの点 エ Aから90度1,350メートルの点	〃	越智郡上島町魚島	別記1、2及び3のとおり
宍区第27号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島三角落(くずれ)東端 点 ア Aから55度630メートルの点 イ Aから83度1,520メートルの点 ウ イから10度270メートルの点 エ Aから10度270メートルの点	〃	越智郡上島町魚島	別記1、2及び3のとおり
宍区第28号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町豊島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻北東端 点 ア Aから291度960メートルの点 イ Aから312度1,670メートルの点 ウ Aから24度2,200メートルの点 エ Aから72度1,620メートルの点 オ Aから76度840メートルの点 カ Aから47度880メートルの点 キ Aから295度430メートルの点 ク Aから314.5度720メートルの点	〃	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり
宍区第29号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町百貫島地先	越智郡上島町百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線と同海岸線から1,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし、アイ、ウエの2直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線アウ及び同海岸線から1,000メートルの線イエによって囲まれた区域を除く。 基点 A 越智郡上島町百貫島西端 点 ア Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 イ Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点 ウ Aから271度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 エ Aから287度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点	〃	越智郡上島町弓削	別記1、2及び3のとおり
宍区第30号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島大谷地先	アイ、イウ、ウエ、エタ、クキ、キカ、カオ及びブイの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島馬立東北東端 B 越智郡上島町弓削島大岳ノ鼻東端 C 越智郡上島町弓削島大谷東端 D 越智郡上島町弓削島狩尾防波堤先端 点 ア Aから106.5度630メートルの点 イ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)600メートルの点 ウ Cから124度(香川県円上島頂見通し)650メートルの点 エ Dから170度1,460メートルの点 オ Aから84度1,010メートルの点 カ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)1,200メートルの点 キ Cから124度(香川県円上島頂見通し)1,200メートルの点 ク Dから160度1,870メートルの点	〃	越智郡上島町弓削	別記1、2及び3のとおり
宍区第31号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島久司浦地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島鯨漁港西防波堤付根 B 越智郡上島町弓削島沢津突堤付根 点 ア Aから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点 イ Bから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点	〃	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
燈区第32号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島引野地先	Dイ、イア、アA、AB及びBCの5直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北西角 B 越智郡上島町弓削島今出突堤付根 C 越智郡上島町弓削島引野突堤付根 D 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻先端 点 ア Aから広島県因島宇崎見通し200メートルの点 イ Dから広島県因島鯉ノ鼻見通し50メートルの点	〃	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり
燈区第33号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町生名持田地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名大串西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸北角から護岸沿い南へ120メートルの標識 C 越智郡上島町生名恵生前護岸南角から護岸沿い北へ40メートルの標識 D 越智郡上島町生名汐早の鼻北西端 点 ア Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角見通し80メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角見通し線とAからDを結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し線とAからDを結んだ直線との交点 エ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し142メートルの点	〃	越智郡上島町生名	別記2のとおり
燈区第34号	第1種区画漁業	ひじき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町生名持田地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名大串西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸南角から護岸沿い北へ40メートルの標識 C 越智郡上島町生名後新開護岸北角 D 越智郡上島町生名汐早の鼻北西端 点 ア Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し142メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し線とAからDを結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸南角見通し線とAからDを結んだ直線との交点 エ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸南角見通し220メートルの点	〃	越智郡上島町生名	別記2のとおり
燈区第35号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城長江井ノ浦地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城長江4973-2番地前護岸排水口 B 越智郡上島町岩城長江川河口南角 点 ア Aから越智郡上島町生名小島見通し90メートルの点 イ Aから越智郡上島町生名小島見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町生名大島見通し150メートルの点 エ Bから越智郡上島町生名大島見通し60メートルの点	〃	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燈区第36号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城雁浜地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城先田名後の標識 B 越智郡上島町岩城215-1番地の水路口 点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し200メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し100メートルの点 エ Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し100メートルの点	〃	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燈区第37号	第1種区画漁業	ひじき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城赤穂根島西海岸地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 点 ア 北緯34度14分21秒、東経133度9分00秒の点 イ 北緯34度14分20秒、東経133度8分58秒の点 ウ 北緯34度14分05秒、東経133度9分00秒の点 エ 北緯34度14分06秒、東経133度9分02秒の点	〃	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燈区第38号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦大角島南端 点 ア Aから62度945メートルの点 イ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し900メートルの点 ウ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し350メートルの点 エ Aから41度440メートルの点	〃	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第39号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦東長崎北東端 点 ア Aから60度620メートルの点 イ Aから74度470メートルの点 ウ Aから17度325メートルの点 エ Aから21度530メートルの点	〃	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第40号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町北浦小田小坂地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦ワシウ山頂 点 ア Aから273度680メートルの点 イ Aから今治市伯方町伊方前浜港築港突端見通し400メートルの点 ウ Aから273度1,120メートルの点 エ Aから281度740メートルの点	〃	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第41号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町伊方大長崎地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方大長崎北端 点 ア Aから127度420メートルの点 イ Aから148度400メートルの点 ウ Aから167度100メートルの点 エ Aから93度140メートルの点	〃	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燈区第42号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町伊方枝越地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤西側付根 点 ア Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し50メートルの点 イ Aから178度210メートルの点 ウ Aから226度400メートルの点 エ Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し350メートルの点	〃	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第43号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町有津梅地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町有津甲2358番地(伯方高校)西端角 点 ア Aから38度170メートルの点 イ Aから309度10メートルの点 ウ Aから309度210メートルの点 エ Aから347度270メートルの点	〃	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第44号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町木浦大谷地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦松ヶ鼻南端 点 ア Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し400メートルの点 イ Aから52度440メートルの点 ウ Aから62度730メートルの点 エ Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し700メートルの点	〃	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燈区第45号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島明神島東部地先	アイ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島明神島明神鼻より南へ海岸沿い190メートルの標識 B 今治市宮窪町四阪島明神島十文字鼻東端 点 ア Aから110度100メートルの点 イ Aから110度300メートルの点 ウ Bから110度300メートルの点 エ Bから110度100メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1、2及び3のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
燈区第46号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四反島美濃島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四反島美濃島北端 B 今治市宮窪町四反島美濃島東南部突端の標識 点 ア Aから126度380メートルの点 イ Aから126度580メートルの点 ウ Bから126度280メートルの点 エ Bから126度80メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1、2及び3のとおり
燈区第47号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四反島鼠島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四反島鼠島西端の標識 B 今治市宮窪町四反島鼠島南端の標識 点 ア Aから260度200メートルの点 イ Aから260度500メートルの点 ウ Bから260度650メートルの点 エ Bから260度350メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第48号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四反島梶島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四反島梶島東端の標識 B 今治市宮窪町四反島梶島砂の鼻南端 点 ア Aから100度100メートルの点 イ Aから100度300メートルの点 ウ Bから110度420メートルの点 エ Bから118度230メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第49号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四反島梶島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四反島梶島西端から海岸沿い南東へ100メートルの標識 B 今治市宮窪町四反島梶島南端から海岸沿い北西へ200メートルの標識 点 ア Aから250度150メートルの点 イ Aから250度450メートルの点 ウ Bから250度450メートルの点 エ Bから250度150メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第50号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町余所国地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町早川ふ頭港用地北東角 点 ア Aから82度330メートルの点 イ Aから98度330メートルの点 ウ Aから94度560メートルの点 エ Aから84度560メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記2のとおり
燈区第51号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町見近島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町見近島北端の標識 点 ア Aから335度50メートルの点 イ Aから335度220メートルの点 ウ Aから310度230メートルの点 エ Aから270度100メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記2のとおり
燈区第52号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鶴島北東部地先	B、ア、イ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鶴島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Bから330度100メートルの点 イ Aから330度100メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第53号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鶴島東南部地先	B、イ、ア及びアAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鶴島妙道鼻防波堤東側付根 B 今治市宮窪町鶴島大もうじの標識 点 ア Aから131度50メートルの点 イ Bから131度100メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第54号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町戸代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ750メートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ460メートルの標識 点 ア Aから340度50メートルの点 イ Aから340度150メートルの点 ウ Bから340度150メートルの点 エ Bから340度50メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第55号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町横島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町横島丸もうじ鼻中央 B 今治市宮窪町横島大もうじ鼻北東端 点 ア Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し60メートルの点 イ Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し200メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町友浦カマガ島西端見通し200メートルの点 エ Bから今治市宮窪町友浦カマガ島西端見通し60メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第56号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌2月20日まで	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦姫祖の鼻南端 B 今治市宮窪町友浦荒神川河口右岸 点 ア Aから139度700メートルの点 イ Aから139度900メートルの点 ウ Bから164度1,200メートルの点 エ Bから164度1,000メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第57号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町九十九島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦港西側防波堤基部から突端へ70メートルの標識 B 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 点 ア Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し300メートルの点 イ Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し450メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し650メートルの点 エ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し500メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記2のとおり
燈区第58号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鶴島北東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鶴島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから330度100メートルの点 イ Bから330度100メートルの点 ウ イから0度115メートルの点 エ Aから330度200メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第59号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町鶴島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端から海岸沿い西へ270メートルの標識 点 ア Aから0度130メートルの点 イ Aから0度240メートルの点 ウ イから270度120メートルの点 エ Aから270度120メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記2のとおり
燈区第60号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 B Aから海岸沿い北東へ350メートルの標識 点 ア Aから116度100メートルの点 イ Aから116度250メートルの点 ウ Bから116度150メートルの点 エ Bから116度300メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
燈区第61号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町宮窪地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪東防波堤基部から西へ100メートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪東防波堤基部から西へ300メートルの標識 点 ア Aから176度5メートルの点 イ Aから176度70メートルの点 ウ Bから176度5メートルの点 エ Bから176度70メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記2のとおり
燈区第62号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦照崎先端から海岸沿い西へ200メートルの標識 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから180度120メートルの点 イ Aから180度320メートルの点 ウ Bから180度130メートルの点 エ Bから180度330メートルの点	〃	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燈区第63号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌3月31日まで	今治市吉海町本庄地先	AB、Bア及びアAの3直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町本庄と市棕名との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町本庄220番地前防波堤標識 点 ア Aから今治市吉海町本庄棚橋島頂見通し線とBから同市吉海町津島キクスシの鼻見通し線との交点	〃	今治市吉海町湍浦及び同市馬島	別記1、2及び3のとおり
燈区第64号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、カキ、キク、クゲ及びビケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町仁江と市宮窪町友浦との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町仁江1996番地先の標識(通称トビガス) C 今治市吉海町仁江平草ダケノ鼻南東端 D 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻南東端 E 今治市吉海町志津見漁港西防波堤東側付根 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し200メートルの点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し350メートルの点 エ Cから今治市比岐島東端見通し300メートルの点 オ Eから今治市比岐島東端見通し500メートルの点 カ Eから今治市比岐島東端見通し180メートルの点 キ Dから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 ク Dから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 ケ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	〃	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燈区第65号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町沖浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びアアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町志津見漁港南防波堤西側付根 B 今治市吉海町名おそが崎南東端 C 今治市吉海町名垂水中磯から海岸線沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し450メートルの点 ウ Cから今治市比岐島東端見通し250メートルの点 エ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 オ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	〃	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燈区第66号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町鶴磯地先	アイ、イウ、ウエ及びアアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町シイガ鼻北端 点 ア Aから350度1,050メートルの点 イ Aから350度520メートルの点 ウ Aから33度570メートルの点 エ Aから12度1,050メートルの点	〃	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燈区第67号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町名江越地先	アイ、イウ、ウエ及びアアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町名江越風無東の鼻南東端 B 今治市吉海町名江越中央標識 点 ア Aから今治市比岐島西端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島西端見通し250メートルの点 ウ Bから今治市比岐島西端見通し270メートルの点 エ Bから今治市比岐島西端見通し70メートルの点	〃	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燈区第68号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びアアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤基部から防波堤沿い北へ80メートルの標識 B 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識 点 ア Aから35度40メートルの点 イ Bから60度50メートルの点 ウ Bから60度200メートルの点 エ Aから35度195メートルの点	〃	今治市上浦町	別記2のとおり
燈区第69号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びアアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識 B 今治市上浦町井口6691番地3前護岸北角の標識 点 ア Aから60度50メートルの点 イ Bから95度55メートルの点 ウ Bから95度230メートルの点 エ Aから60度200メートルの点	〃	今治市上浦町	別記2のとおり
燈区第70号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びアアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町井口フィッシング・パーク大三島棧橋南側付根 B 今治市上浦町井口本川河口北側岸壁突端 点 ア Bから75度70メートルの点 イ Aから75度80メートルの点 ウ Aから75度180メートルの点 エ Bから75度170メートルの点	〃	今治市上浦町	別記2のとおり
燈区第71号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びアアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島棧橋北側付根から護岸沿い北へ20メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島棧橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 点 ア Aから55度60メートルの点 イ Bから55度70メートルの点 ウ Bから55度140メートルの点 エ Aから55度130メートルの点	〃	今治市上浦町	別記2のとおり
燈区第72号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びアアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島棧橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島棧橋北側付根から護岸沿い北へ170メートルの標識 点 ア Aから55度70メートルの点 イ Bから55度80メートルの点 ウ Bから55度150メートルの点 エ Aから55度140メートルの点	〃	今治市上浦町	別記2のとおり
燈区第73号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町台地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 B 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町口総大横島頂見通し600メートルの点 イ Bから今治市大三島町宮浦御串山山頂見通し650メートルの点 ウ Aから今治市大三島町野々江オガタ鼻見通し400メートルの点	〃	今治市大三島町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
燈区第74号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町台地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びビアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 点 ア Aから190度90メートルの点 イ Aから201度450メートルの点 ウ Aから190度820メートルの点 エ Aから181度30分810メートルの点 オ Aから152度110メートルの点	〃	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第75号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総地先	Aア、アイ、イC、Cウ、ウエ、エオ及びビアの7直線とAB間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町野々江オガタ鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 C 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町肥海石塔鼻見通し600メートルの点 イ Cから0度240メートルの点 ウ Cから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メートルの点 エ Cから63度20分65メートルの点 オ Cから144度190メートルの点	〃	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第76号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 点 ア Aから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メートルの点 イ Aから63度20分65メートルの点 ウ Aから144度190メートルの点	〃	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第77号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総大横島地先	AB及びCDを結んだ直線とAB及びCD間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5790番地地先西南端の鼻 B 今治市大三島町口総大横島5799番地地先西北端の鼻 C 今治市大三島町口総大横島5800番地地先西南端の鼻 D 今治市大三島町口総大横島5848番地地先北端の鼻	〃	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第78号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総大横島地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5788番地地先鼻の北端 B 今治市大三島町口総大横島6095番地地先鼻の北東端 点 ア Aから同町口総大横島6089番地地先鼻の北端を見通した線とBから同町口総小横島6172番地地先鼻の東端を見通した線との交点	〃	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第79号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市関前岡村地先	ABの直線と宮浦西A及び西B防波堤とによって囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村宮浦西A防波堤北側突端 B 今治市関前岡村宮浦西B防波堤南側突端	〃	今治市関前	別記2のとおり
燈区第80号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市関前小大下地先	Aから今治市波方町俣取鼻見通し線とBから今治市波方町馬刀潟東防波堤見通し線との間の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域 基点 A 今治市関前小大下島西端の標識 B 今治市関前小大下乙1351-6(小大下石灰所跡)前護岸西角	〃	今治市関前	別記1及び2のとおり
燈区第81号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市関前岡村地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村甲3124番地21の護岸の標識 B 今治市関前岡村甲2034番地2地先護岸の標識 点 ア Aから広島県大崎上島戸野浜(トノバ)先端見通し300メートルの点 イ Bから広島県大崎上島戸野浜(トノバ)先端見通し300メートルの点	〃	今治市関前	別記2のとおり
燈区第82号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市波方町小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場北西角 B 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場南西角 C 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ50メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ434.6メートルの標識 点 ア AからC見通し170メートルの点 イ AからC見通し120.6メートルの点 ウ BからD見通し88.8メートルの点 エ BからD見通し119.3メートルの点	〃	今治市波方町小部地区	別記2のとおり
燈区第83号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市波方町小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港防波堤北角 B Aから防波堤沿い南へ160メートルの標識 C 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ185メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ30メートルの標識 点 ア AからC見通し218.9メートルの点 イ AからC見通し183.9メートルの点 ウ BからD見通し211.8メートルの点 エ BからD見通し246.8メートルの点	〃	今治市波方町小部地区	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。